

令和4年度 第3回北海道私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和5年2月13日（月）14:00～14:30

2 場 所 TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 カンファレンスルーム5J

3 委員定数 15名

4 出席委員 15名（一部オンライン出席）

（前田賢次会長、秋山秀司委員、扇柳尚英委員、宮路真人委員、佐藤みゆき委員、
須藤美紀子委員、布川耕吉委員、守本朝美委員、祖母井里重子委員、川島康恵委員、
倉知直美委員、後藤真澄委員、東郷明子委員、苫米地司委員、野村宏之委員）

5 議事

（1）前回答申の処理状況

（2）諮問事項の審議

6 議事概要

（前田会長が議長となり、前田会長から審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言され、本審議会の議事録署名人に宮路委員、苫米地委員を指名した。）

（1）前回答申の処理状況

（審議に先立って、事務局から前回の答申の処理状況について資料に基づき説明した。）

（2）諮問事項の審議

ア 諮問番号第1472号（1）～（12）

【事務局説明】

最初に、諮問番号第1472号（1）から（12）についてご説明します。

本諮問事項は、本年4月から、幼保連携型認定こども園に移行する幼稚園の設置者である学校法人からの廃止認可申請です。

学校法人小池学園が苫小牧市に設置する「苫小牧いずみ幼稚園」他11件の廃止認可申請です。

幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、認定こども園の設置認可と、学校教育

法第4条第1項に定める幼稚園の廃止認可が必要です。

なお、本廃止認可は、認定こども園への移行に伴うものであるため、認可の条件として、「幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること」を付しているものです。

廃止の時期は、令和5年3月31日を予定しております。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

イ 諮問番号第1472号(13)～(14)

【事務局説明】

次に、諮問番号第1472号(13)についてご説明します。

学校法人枝幸幼稚園が枝幸町に設置する「枝幸幼稚園」の廃止認可申請です。

地域の出生率の低下や母親の就業率の向上により、保育所の利用が増えることなどから、園児数が減少し、今後の健全な幼稚園運営が困難となったため、学校法人からの廃止認可の申請があったものです。

園児の処遇については、既に募集を停止しており、令和5年3月に卒園又は令和5年4月開設に向けて申請中の町立の認定こども園に転園する予定です。

なお、転園する方については、入園時より保護者の同意を得ていることを申し添えます。

教職員の処遇について、幼稚園廃止後は園児と同じ町立の認定こども園に就職する予定です。

また、希望されない場合は、令和5年3月に退職の予定となっております。

指導要録については、学校教育法施行令に基づき道において保管します。

廃止の時期は、園児及び教職員の処遇を確認した上で廃止認可を行う予定であるため、知事の認可日となります。

次に、諮問番号第1472号(14)についてご説明します。

設置する枝幸幼稚園の廃止に伴う「学校法人枝幸幼稚園」から法人解散認可申請があったものです。

解散に伴い残余財産が発生した場合は、寄付行為に基づき処分する予定です。

解散の時期は、幼稚園の廃止の時期と同じ知事の認可日となります。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

ウ 諮問番号第1472号(15)～(16)

【事務局説明】

諮問番号第1472号(15)についてご説明します。

学校法人創志学園が設置する「クラーク記念国際高等学校」の学則変更認可申請です。

本諮問事項は、社会情勢の変化に伴う子ども達を取り巻く環境の変化などの背景による、生徒の多様なニーズに応えるため、通信教育区域の追加や面接指導等実施施設の追加等のほか、通信教育規程の改正に伴う変更を行うものです。

(1) 通信教育区域の追加についてですが、現行の通信教育区域45都道府県に、2県を追加し、47都道府県とするものです。

(2) 面接指導等実施施設の追加等についてですが、現在の89施設に、11施設を追加、2施設を削除し、98施設とするものです。

追加する11施設には、通信教育区域を追加する三重県に、新設する昇英塾を含み、施設の概要は一覧のとおりです。

なお、通信教育区域を追加する青森県は既存の仙台学習センターを面接指導等に利用することとしております。

また、通信教育規程の改正に伴い、各施設ごとの定員を定めることとなっており、別紙のとおりです。

(3) 学習等支援施設についてですが、通信教育規程の改正に伴い、学習等支援施設の5県5施設を新たに学則に明記するとともに、施設ごとの定員を定めております。

これらの変更内容の全ての項目について審査基準を満たしていることを確認済です。

次に、諮問番号第1472号(16)についてご説明します。

学校法人国際学園が設置する「星槎国際高等学校」の学則変更認可申請です。

地域貢献ができる人材育成に向けた多様な教育の確保のため、面接指導等実施施設の追加申請があったものであり、現在の83施設に、千葉県の1施設を追加し、84施設とするものです。

変更内容について審査基準を満たしていることを確認済です。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

7 質疑

(前田会長から各委員に全体を通して質疑等を確認したところ次のとおり質疑があった。)

【祖母井委員】

学校に行って授業を受けるという形ではない通信制は、社会情勢の変化から広がっているところですが。

本審議会では学則が法律や規則に適合しているか審査しているが、通信制は学校に生徒が来たり、

常時居るわけでもないため、どこが所管・監督して適正な運営を確認しているのか、教えていただきたいと思います。

【事務局説明】

通信制高校においては、不登校生徒の増加による影響のほか、クラーク記念国際高等学校のように自立して自学自習を行いながらスポーツに力を入れる生徒の受け皿となるなど、近年、学校数や生徒数が大きく増加しており、道内でもこの4月から札幌静修高校の通信制課程が設置される予定です。

通信教育の質の確保・向上については、国において法令等の改正や体制整備が行われているところです。具体的には、令和3年の3月に他都府県に所在する通信教育連携協力施設については、実施校において他都府県の審査基準を参酌し確認することとされ、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定し学則に明記することなどの改正が行われております。この改正については、すでに道の審査基準に反映済でございます。

また、令和4年12月に改正されており、通信制高校の教育の質を確保するためには、指導体制を確実に確保していくことが必要であることから、教諭等の数について、現行の「5人以上」に加え、「少なくとも生徒数80人に当たり1人以上」必要とされております。こちらはまだ道の審査基準は改正しておりませんが、国の改正を審査基準に反映し、質の保障を図ってまいりたいと考えております。

委員からご質問のありました、どこが所管・監督しているかについてですが、現在、国では他都府県の面接指導等実施施設について、所轄する都道府県が確認できるシステムを構築しており、これらを活用しながら質の保障を確保していきたいと考えております。

【前田会長】

通信制高校が全国的に規模を拡大しており、私の所属する学会でも一度調査に行こうということで、中に入って色々伺いました。この審議会でもここ数年間、通信制高校に関わる認可を扱う案件が増えているため、事務局に通信制高校の概要を学ぶような機会をつくってはどうかという提案をしました。その後の状況を教えていただきたいと思います。

【事務局説明】

前田会長がお話しされた、通信制の実態がわかりづらいということについて、6月に予定している次回の審議会が終わった後に若干の時間を設けさせていただいて、通信制高校の実態をご説明させていただきたいと考えております。

通信制の学校といっても、自宅に居て通信で学ばれているパターンもありますが、全日制高校と

同様に通いながら学んでいる生徒もおりますので、こうした現状についてご説明させていただければと考えております。

【佐藤委員】

通信制の学校については、授業料などの構成も様々なパターンがあり、その実態というのが、曖昧な気もしました。内容は精査されているかと思いますが、一つの課題として、曖昧さが気になるところもあり、それも併せて次回の勉強会で説明していただければと思います。

8 閉会

(以上をもって、令和4年度第3回北海道私立学校審議会を終了した。)